

事務連絡
令和3年5月18日

関係団体等各位

農林水産省食料産業局食品製造課食品企業行動室

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行（HACCPの制度化）について（周知依頼）

この度、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）に基づくHACCP制度化（第3次施行）について、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課より周知依頼がありました。

今回の改正により、令和3年6月1日以降、原則としてすべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなります。

つきましては、別添リーフレットをお送りしますので、貴団体関係者に対し、周知の程よろしく申し上げます。

なお、以下のホームページにおいてもHACCPに関する情報を掲載しておりますので、御覧ください。

農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/koudou/koudou_top.html#haccp

【問い合わせ先】

農林水産省食料産業局食品製造課食品企業行動室

03-3502-5743